

長期優良住宅認定に係る省エネルギー基準の改正について (平成27年4月1日より)

平成27年4月1日より、住宅性能表示基準制度の改正に伴い、長期優良住宅の「省エネルギー対策」の基準が、新基準に完全に移行します。

そのため、平成27年4月1日以降に申請される長期優良住宅建築等計画では、新基準である「断熱等性能等級4」を満たす必要があります。

また、登録住宅性能評価機関から平成27年3月31日までに旧基準である「省エネルギー対策等級4」で交付を受けた適合証または住宅性能評価書を用いて、平成27年4月1日以降に大分市に申請することはできませんのでご注意ください。

～省エネルギー基準の移行スケジュール～

